

公衆無線LAN設置仕様書

1 公衆無線LANの仕様について

- (1) 市庁舎1階、生涯学習センター及び市民プラザ（いずれも自動販売機正面側目的外使用許可範囲内または市が認めた場所）に公衆無線LANを設置する。また、利用者端末との接続範囲は公衆無線LAN機器設置場所からいずれの館内のおおむね半径20mとする。
- (2) 国内通信事業者と契約していない者を含む利用者が、事前又はその場で利用手続を行うことで、無料でインターネットに接続できるサービスを提供すること。
- (3) 設計、導入、保守、利用者からの問合せ対応及び問題対処等、公衆無線LANの設置、管理及び運営に必要な一切の業務は、設置事業者が行うこと。
- (4) 過去に公衆無線LANとしての運用実績があり、商業施設や公共エリアでの導入実績が確認されている機器を設置すること。
- (5) 利用時間に対する時間制限を設定する機能を有すること。
- (6) 利用制限時間経過後においても、再ログインを行うことで、繰り返し利用できるようにすること。
- (7) SSIDは、利用者が容易に識別できる分かりやすい名称（例えば「hanbaiki-Wi-Fi」など）を使用することとし、決定に当たっては岩倉市の了承を得ること。
- (8) 無料インターネットサービスの利用時は、メールアドレス及びパスワードを入力し、利用規約等の確認のみで開始できるようにすること。
- (9) 公衆無線LANサービスの認証情報及び通信記録について、可能な限り長期間保存できること。
- (10) インターネット接続回線（アクセスポイントまでの引き込み）については、ベストエフォート50Mbps以上の通信速度に対応した有線回線とし、引き込み等に係る手続きは、設置事業者が行うものとする。
- (11) 10台以上の利用者端末が同時に接続可能であること。
- (12) 設置機器（Wi-Fiアンテナ等）はWi-Fi認証機器を使用すること。
- (13) アクセスポイントは2.4GHz帯（IEEE802.11b/g/n/ax規格等）及び5GHz（IEEE802.11a/n/ac/ax規格等）に対応すること。
- (14) 以下に掲げる内容を含むサイトについては、初期画面として設定せず、また、当該サイトに利用者を誘導しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号により規定される指定暴力団等の活動の用に供されるもの。
 - イ 法令に違反する行為の用に供されるもの。
 - ウ 社会的な非難を受けるおそれがあるもの。
 - エ 公序良俗に反するもの。
 - オ その他岩倉市が不適当と認めるもの。
- (15) 上記ア～オに該当するサイト及び指定したサイトをブロッキングできる機能を設けること。
- (16) 利用時に表示する利用規約には、次の事項を明示すること。
 - ア 当該サービスの事業主体は、設置事業者であること。

- イ 利用者は、事業者が定める利用規約を遵守すること。
- ウ 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為の禁止、営利目的での利用の禁止、法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為の禁止。
- エ 公衆無線LANサービスの利用は利用者自身の責任において行うものとし、利用者が損害を被った場合であっても、岩倉市はその一切の損害について責任を負わないこと。

2 セキュリティ対策について

- (1) 公衆無線LANサービスを安全に運用するために、必要かつ十分なセキュリティを確保すること。
- (2) 利用端末とアクセスポイント間の通信の安全を確保するため、高度な暗号化（WPA2以上）を行う機能を設けること。ただし、利用時のユーザー登録や認証のために無線LANに接続する場合など、やむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 同一アクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスを禁止すること。
- (4) 通信の不正利用を防止するため、認証情報及び通信履歴（アクセスログ）を適切に保存すること。
- (5) 善良なる管理者としての注意義務をもって電気通信事業法その他公衆無線LANに関連する各種法令に基づき、ユーザー認証、暗号化、個人情報保護及び秘密保持等の必要な対策を講じること。また、通信の安全管理及びセキュリティ確保のための体制・仕組みを適切に整備運用し、維持向上に努めるものとする。

3 その他

- (1) 機器の設置・撤去に係る工事費（関連配線工事等の諸経費を含む）及び原状回復費用に係る一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 公衆無線LANに係る設置費用及び維持管理費用（電気料金、通信費用等）は全て設置事業者の負担とする。
- (3) 不具合が発生した場合、利用者が容易に問合せできるよう、公衆無線LANに係る問合せ先を、自動販売機等に表示すること。
- (4) 設置事業者は電気通信事業法その他公衆無線LANに関連する各種法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項で疑義等が生じた場合、岩倉市と設置事業者は協議を行い、決定するものとする。